

公 告

佐賀県医療センター好生館職員被ばく線量測定業務委託について、次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年2月10日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 横木 等

1. 業務内容等

(1) 業務名

佐賀県医療センター好生館職員被ばく線量測定業務委託

(2) 委託業務の仕様等

別添「佐賀県医療センター好生館職員被ばく線量測定業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）」第1条の規定に基づく入札参加資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第2条第5項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者でないこと。
- (6) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から交渉権者決定の日までの間に、佐賀

県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 令和5年度以降において、項目1にて定める「職員被ばく線量測定業務委託」と種類及び規模をほぼ同じく（それ以上も可）する契約を締結し、かつ誠実に履行した実績がある者。

3. 契約事項を示す場所（契約手続きを担当する部署）

〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係
電話：0952-28-1153 電子メール：keiyaku@koseikan.jp

4. 入札手続きに関する事項

入札手続きに関する事項については、次のとおりとする。

(1) 契約事項及び関係書類の交付期間並びに交付方法

公告日から令和8年2月24日（火曜日）までの間、佐賀県医療センター好生館ホームページ（<http://www.koseikan.jp>）に掲載する。

(2) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類を、令和8年2月24日（火曜日）午後5時までに、直接持参又は郵送にて上記3の部署に提出すること。
(郵送の場合は書留とし、受付期限内に必着のこと。)
 - ①入札参加資格確認申請書（様式1）
 - ②営業概要書（様式2）
 - ③同種業務実績調書（様式3）及びこれを証明する書類（契約書の写し等）

- イ 提出期限までに上記4（2）アに掲げた書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。
- ウ 提出された各書類に関する審査の結果について、令和8年2月26日（水曜日）までに個別に通知を行う。なお、内容について説明が必要と当館が判断した場合は、入札参加希望者はその求めに応じなければならない。また、必要に応じて追加で資料等の提出を求めることがある。

5. 入札説明会

実施しない。

6. 質問の受付及び回答

（1）受付期間

公告日から令和8年2月19日（木曜日）までの間

（2）受付場所

上記3の部署

（3）提出方法

質問書（様式4）により上記3の部署に電子メールで提出すること。なお、電話での問合せには応じない。

（4）回答方法

入札参加希望者に電子メールにより回答する。

7. 入札及び開札について

（1）入札及び開札を行う日時及び場所

ア 日時

令和8年3月3日（火）午前10時 本館2階 応接会議室A

イ 場所

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 本館2階 応接会議室A

ウ 提出方法

上記3の部署へ直接持参又は郵送にて上記3の部署に提出すること。

郵送の場合は書留とし、令和8年3月2日（月）午後5時までに必着するよう送付すること。入札書（様式5）は封筒に入れ、かつ密封し封筒表面に「令和8年度職員被ばく線量測定業務委託 入札書在中」と朱書きすること。期日までに到着しなかった入札書については、無効とし開札しない。

（2）入札に関する事項

ア 入札は、入札参加者又はその代理人が行うものとする。

ただし、代理人が行う場合は、入札時に委任状（様式6）を提出すること。
郵便による入札を行う者は、委任状を提出せず入札参加者名で入札すること。

イ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）を記入すること。

（3）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該事務に関係のない当法人職員を立ち会わせて行う。

（4）交渉権者および交渉順位の決定方法等

ア 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者を交渉権者とする。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行うこととし、再度入札により上位の交渉権者を決定する。

ウ 交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。ただし、最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。なお、この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない当法人職員にくじを引かせるものとする。

なお、郵便による入札を行った者は、開札日時に開札場所にいらない限り、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札に代理人として参加する場合は委任状を提出すること。

エ 交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。

（5）交渉の実施及び契約の相手方の決定

ア 交渉権者及び交渉順位が決定したときは、最高順位の交渉権者と価格交渉を行う。

イ 交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とする。

ウ 交渉権者との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者又はその代理人と価格交渉を行うことができる。

（6）入札の無効

次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 入札参加資格のない者

- イ 本入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 金額を訂正した入札書を提出した者
- カ 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効であると認められる入札書を提出した者
- ク 1 人で 2 以上の入札を行った者
- ケ 代理人でその資格のない者
- コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(7) 入札又は開札の中止

- 次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。
なお、この場合の損害は、入札参加申請者の負担とする。
- ア 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。
- イ 入札参加申請者及びこれに関係する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

8. その他留意事項

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成の要否
要
- (3) 本業務の代金支払いについて
3か月毎に締め切り、その期間に測定した件数に係る対価の総額に消費税額及び地方消費税額を加算して得た額を振込口座へ支払う。支払日は当該月の翌月とする。
- (4) 契約保証金
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定により免除する。
- (5) 個人情報の保護
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (6) 提出された書類、資料等の取扱い
提出された書類、資料等は返却しない。また、本入札の目的以外に使用しない。
- (7) 談合情報
ア 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公

表することがある。

イ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、
契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。

(8) 本入札の執行については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程
及び地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則の定めると
ころによる。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 横木 等 様

住 所

名 称

(ふりがな)

代表者氏名

印

担当者氏名及び連絡先電話番号

令和8年度佐賀県医療センター好生館職員被ばく線量測定業務委託に関する条件付一般競争入札に参加したいので、営業概要書及び同種業務の契約実績調書を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。

また、下記の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

記

- 1 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項に該当する者
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- 3 開札の日の6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者
- 4 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

営業概要書

申請者	本社または本店等	本業務を担当する佐賀県内の事務所
住所	〒	〒
名称・商号	(フリガナ)	(フリガナ)
代表者職・氏名	(フリガナ)	(フリガナ)
電話番号		
FAX番号		
e-mail		
従業員数	人	人
創業	年	

注)「本社または本店等」と「本業務を担当する佐賀県内の事務所」が同一の場合は、「本業務を担当する佐賀県内の事務所」欄は、斜線を引くこと。

同種業務の契約実績調書

商号又は名称

令和5年度以降に同種類及び同規模（それ以上も可）の契約を締結した実績については、下記のとおりです。

※実績調書は年度ごとに分けて記入すること。

(様式4)

質問書

商号または名称

担当者職・氏名

番号	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	

(様式6)

委 任 状

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

理事長 樽木 等 様

今般、都合により 印 を代理人と定め、
下記の入札に関し、一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所

商号又は名稱

代表者 氏名

印

入札年月日	令和8年3月3日
業 務 名	令和8年度佐賀県医療センター好生館職員被ばく線量測定業務